

令和8年度「夏の交通事故防止運動」三木市実施要綱

1 目的

夏の時季は、休暇等により交通流・量が変化することに加え、日中の暑さを避けて朝夕に活動する高齢者や夏休みに屋外で活動する子どもが増加するとともに、暑さによるストレスや疲労等により、気の緩みが生じやすい季節であることなどから、交通事故の多発が懸念される。

この運動は、このような夏特有の情勢を踏まえ、広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 運動期間

令和8年7月15日(水)から24日(金)までの10日間

(運動初日の7月15日(水)は、「交通安全意識を高める日」、「高齢者交通安全の日」及び「シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日」とする。)

3 スローガン

交通ルール わたしが守る 三木のまち

4 推進テーマ

みんなでつくる 通学路の交通安全
思いやる 気持ちで守る 高齢者

5 主唱

三木市交通対策委員会

6 運動重点

- (1) 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保と正しい横断方法の実践
- (2) 安全運転意識の向上と飲酒運転を始めとする悪質・危険な運転の根絶
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守及びヘルメット着用の促進

7 運動重点に関する主な推進項目

- (1) 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保と正しい横断方法の実践
 - ◆ 横断歩道合図(アイズ)運動プラスの実践
 - ◆ 横断歩道の通行、信号遵守等基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性に関する広報啓発の推進
 - ◆ 「横断歩道 歩行者優先宣言」の賛同促進と実践

- ◆ 幼児・児童の視野の狭さ、体格（体が小さいため車の死角に入りやすい等）や行動特性（安全確認せずに飛び出す等）、また、高齢者の加齢に伴う身体機能の変化を踏まえ、対象に応じた適切な交通行動を促す交通安全教育等の推進
- ◆ 通学路、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における地域や家庭が一体となった見守り活動等の推進
- ◆ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と着用促進
- ◆ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- ◆ 三木市子どもの移動経路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- ◆ 早めのライト点灯と夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用

季節	点灯推奨時間
夏季（6月～8月）	午後6時

(2) 安全運転意識の向上と飲酒運転を始めとする悪質・危険な運転の根絶

- ◆ 生活道路における法定速度引き下げに関する広報啓発の推進
- ◆ 運転中の通話や画像を注視する「ながらスマホ」の危険性に関する広報啓発の推進
- ◆ 高齢運転者自身が加齢に伴う身体機能の変化により運転に及ぼす影響を理解できる交通安全教育及び広報啓発の推進
- ◆ 二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- ◆ 二輪車に関係する交通事故実態に即した交通安全教育と広報啓発の推進
- ◆ ペダル付き電動バイクを運転するための各種条件を始めとした交通ルールの周知と遵守を促す取組の推進
- ◆ 飲酒運転を許さない社会環境を醸成するため、飲酒運転追放「三ない運動」の徹底やハンドルキーパー運動の促進
- ◆ 「飲酒運転追放宣言」の賛同促進と実践
- ◆ 車両を使用する事業所等におけるアルコールチェックの実施と指導教育の徹底
- ◆ 学校・地域・職場・事業者（安全運転管理者）と連携し、外国人運転者に母国との交通ルールの違いを理解させる交通安全教育と広報啓発の推進

(3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守及びヘルメット着用の促進

- ◆ 自転車利用者に対するライフステージに応じたわかりやすい交通安全教育と広報啓発の推進
- ◆ 自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解と着用の促進に向けた広報啓発の促進

◆ 「自転車安全利用五則」を活用した交通安全教育の推進

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

◆ 自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底

◆ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備の促進

◆ 自転車損害賠償保険等加入義務の周知と加入促進

◆ 特定小型原動機付自転車の安全利用に向けたヘルメット着用の促進と交通ルールの周知

8 推進機関・団体及び協働団体

《推進機関・団体》〈順不同〉

三	木	市	三	木	警	察	署												
三	木	市	三	木	交	通	安	全	協	会									
三	木	市	三	木	自	家	用	自	動	車	協	会							
三	木	市	三	木	地	域	交	通	安	全	活	動	推	進	委	員	協	議	会
兵	庫	県	加	東	土	木	事	務	所										

《協働機関・団体》〈順不同〉

三	木	市	区	長	協	議	会	連	合	会	イ	オ	ン	三	木	店										
三	木	市	老	人	ク	ラ	ブ	連	合	会	三	木	商	工	会	議	所									
三	木	市	小	・	特	別	支	援	学	校	校	長	会	吉	川	町	商	工	会							
三	木	市	中	学	校	校	長	会	三	木	青	年	会	議	所											
三	木	市	連	合	P	T	A	三	木	市	商	店	街	連	合	会										
兵	庫	県	立	三	木	高	等	学	校	三	木	市	社	会	福	祉	協	議	会							
兵	庫	県	立	三	木	東	高	等	学	校	三	木	市	医	師	会										
兵	庫	県	立	吉	川	高	等	学	校	三	木	市	消	防	団											
兵	庫	県	立	三	木	北	高	等	学	校	兵	庫	県	自	動	車	整	備	振	興	会	三	木	支	部	
関	西	国	際	大	学	三	木	安	全	運	転	管	理	者	責	任	者	部	会							
三	木	ロ	ー	タ	リ	ー	ク	ラ	ブ	三	木	ラ	イ	オ	ン	ズ	ク	ラ	ブ							
三	木	み	ど	り	ロ	ー	タ	リ	ー	ク	ラ	ブ	三	木	中	央	ラ	イ	オ	ン	ズ	ク	ラ	ブ		
三	木	東	ラ	イ	オ	ン	ズ	ク	ラ	ブ	兵	庫	県	ト	ラ	ッ	ク	協	会	東	播	支	部			

吉川交通株式会社
生活協同組合コープこうべ共同購入センター三木
ファイブスタータクシー(株)小野・加東・三木営業所

神姫バス(株)三木営業所
JPロジスティクス(株)三木小野支店
三協交通有限公司